

第8章 公共的施設の統合整備

新市の公共的施設については、住民生活との関わりが深いため、住民生活に急激な変化を及ぼさないよう十分配慮するとともに、地域の特性やバランス、利便性、さらに財政事情を考慮したうえで整備していくことを基本とします。

統合整備に際しては、効率的かつ効果的な行財政運営を目指し、既存施設の有効利用や相互利用、あるいは施設の新規設置など管理体制も含めて十分に検討して、住民サービスの維持・向上に努めます。また、本庁舎については、当面は国分市中央三丁目45番1号（現国分市役所）とし、これまでの市役所・各役場（国分市役所、溝辺町役場、横川町役場、牧園町役場、霧島町役場、隼人町役場、福山町役場）は、各種窓口業務機能だけでなく総合的な業務を行う「総合支所」とし、現在の牧之原支所は引き続き支所として、住民サービスの維持・向上が図れるように必要な整備・充実を図ります。

なお、事務所の設置方式については将来的には、住民サービスが低下しない行政コスト削減の実現を図る必要があるため、新市において検討することとし、庁舎建設は、当面は既存の庁舎を活用しながら、新市において検討します。

※ 「公共的施設」とは、市役所・役場、公民館、体育館、図書館、学校及び公園など多くの人が利用する施設などのこと。

※ 「総合支所」とは、住民サービスの面で従来の市役所や町役場とほぼ同等の機能を有する総合的な機能を持つ支所のこと。



（参考）

総合支所となった現庁舎の空き会議室等の有効利活用を検討する。

例えば、図書室、歴史資料室、青年・女性・まちづくり団体等の活動拠点等として活用する。